

成蹊大学オープンバッジ（デジタル証明書）に関する規則

制 定 2023年9月6日
大学運営会議

（趣旨）

第1条 この規則は、成蹊大学（以下「本学」という。）が発行するオープンバッジ（デジタル証明書）に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）オープンバッジ 国際的な技術標準であるオープンバッジ規格に則る電子的な手法により発行するデジタル証明書をいう。
- （2）認定 対象となる制度及び活動等（以下「制度等」という。）に対して、オープンバッジの新規発行を承認することをいう。
- （3）発行 オープンバッジを対象者へ付与することをいう。
- （4）発行条件 オープンバッジを発行するための、各制度等における修了又は到達基準をいう。

（発行の対象者）

第3条 オープンバッジは、学部学生、大学院生、科目等履修生等として本学に在籍している者又は在籍していた者に対し発行する。

（オープンバッジの認定）

第4条 オープンバッジの認定は、認定を申請しようとする制度等を所管する学部又は事務部署（以下「学部等」という。）の申請に基づき行うものとし、原則として、大学の公認制度、正課又はそれに準ずる活動で、かつ、学生個人の資質及び能力が客観的に評価できるものに対し行う。

（申請手続）

第5条 学部等がオープンバッジの認定を希望する場合は、申請対象となる制度等の内容が確認できる書類を、所属長を経て、学長へ提出するものとする。

（審査及び認定）

第6条 学長は、前条の申請を受けたときは、大学運営会議において当該申請内容を審査し、認定可否を決定する。

（再申請）

第7条 前条の審査において不認定となった制度等について、申請内容を検討のうえ、学部等が再申請することは、これを妨げない。

- 2 認定された制度等の内容に変更が生じたときは、学部等は、当該制度等の認定可否について再申請するものとする。

（種類及び名称）

第8条 オープンバッジの種類及び名称は、学部等において定めることとする。

（発行条件）

第9条 認定されたオープンバッジの発行条件については、別に定める。

（発行及び受領）

第10条 学長又は所属長は、前条の発行条件を満たした対象者全員にオープンバッジを発行する。この場合において、オープンバッジの受領は、対象者の意思によるものとする。

（発行の停止）

第11条 学長は、オープンバッジの運営元となる団体の解散、当該団体からの脱退、システムトラブル等の理由により、オープンバッジの発行が困難となった場合は、その発行を停止する。

（失効）

第12条 学長は、対象者の不正による発行等が生じた場合は、当該対象者のオープンバッジを失効させることができる。

(免責)

第13条 オープンバッジの発行等において次の各号に該当する場合は、本学は、その責を負わないものとする。

(1) 対象者本人に起因する理由により、当該対象者に損害が生じた場合

(2) 前2条の規定に基づき、オープンバッジの発行を停止し、又はオープンバッジを失効したことにより、損害が生じた場合

(事務の所管)

第14条 オープンバッジに関する事務は、教務部が所管する。ただし、オープンバッジの発行に関する事務は、各申請学部等が所管する。

(規則の改廃)

第15条 この規則の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則 (略)